

蟹江町議会防災建設常任委員会会議録

招集日時	平成30年3月7日（水）午後1時30分			
招集場所	蟹江町役場 3階 協議会室			
出席委員	委員長	水野智見	副委員長	安藤洋一
	委員	伊藤俊一	委員	黒川勝好
	委員	中村英子	委員	吉田正昭
欠席委員	委員	奥田信宏		
会議事件 説明のため出席した者	町長	横江淳一	副町長	河瀬広幸
	産業建設部長	伊藤保彦	産業建設部長兼農政課長	伊藤光彦
	まちづくり推進課長	肥尾建一郎	消防長	奥村光司
	消防次長兼消防署長	佐藤安英	消防本部長兼予防課長	高阪洋一
職務のため出席した者	副議長	安藤洋一	議事務局長	金山昭司
	書記	飯田和泉	主事	戸崎智信
付託事件	議案第11号 蟹江町手数料条例の一部改正について 議案第16号 蟹江町都市公園条例の一部改正について 議案第17号 蟹江町ラブホテル建築等規制条例の一部改正について 議案第18号 蟹江町消防団設置条例の一部改正について 議案第19号 蟹江町消防団員等公務災害補償条例の一部改正について 議案第20号 蟹江町民菜園設置及び管理に関する条例の廃止について			

○委員長 水野智見君

防災建設常任委員会を開催いたしましたところ、定刻までにご参集いただきまして、ありがとうございます。

本日は奥田委員が欠席ということで、6名の出席ですので、よろしく申し上げます。

ちょっと喉を痛めていまして、声が聞き取りにくいですが、申しわけありません。では、着座にて進めさせていただきます。

それでは、定足数に達していますので、ただいまから防災建設常任委員会を開催いたします。

本委員会に付託されております案件は6件です。慎重に審査のほうをお願いしたいと思います。よろしく申し上げます。

まず、審査に先立ちまして、町長より挨拶をお願いします。

○町長 横江淳一君

挨拶した。

○委員長 水野智見君

どうもありがとうございました。

これより議事に入りますが、質疑、答弁につきましては、努めて簡潔明瞭をお願いしたいと思います。

なお、議事整理上、発言は委員長の許可を得てからにさせていただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

審査に入る前にお諮りします。

付託案件の審査順序についてであります。配付の次第書に記されておりますように、最初に消防に関する案件、議案第11号、議案第18号、議案第19号、次に産業建設部に関する議案第16号、議案第17号、議案第20号の順に審査を行いたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

異議なしと認めます。したがって、本日の会議は配付した次第により行いますのでよろしくお願い申し上げます。

まず、議案第11号「蟹江町手数料条例の一部改正について」を議題とします。

議案説明は済んでおりますが、補足説明はありますか。

○消防長 奥村光司君

まず初めに、本日、総務課長の欠席の理由につきましてご説明申し上げます。

本日3月7日は、昭和23年に自治体消防が発足した日から70年の節目の年で、日でございます。東京の両国国技館で記念事業が開催されております。消防長、団長に出席の依頼がございましたが、総務課長には消防長の代理ということで出席してもらったところでござい

す。ご了承いただきますよう、よろしく願いいたします。

それでは、続きまして、追加説明申し上げます。

議案第11号の蟹江町手数料条例の一部改正につきましてですが、地方公共団体の手数料の標準に関する政令、これは全国的に統一的に定めることが特に必要と認められる政令で定められたものでございますが、これの一部改正に伴いまして、条例の改正が必要になったものでございますので、この標準政令の改正について概要をご説明いたします。

まず、標準政令に定められております手数料の標準額につきましては、地方分権計画に基づきまして、原則として3年ごとに見直しが行われているところでございます。平成29年度は見直しの年度で当たるために、手数料の標準額の見直しを行い、改正されるものでございます。

標準政令の改正理由は、人件費、物件費の変動並びに審査所要時間の増加及び備品等の増加を反映するものでございます。蟹江町の手数料条例に係るものは、準特定屋外タンク貯蔵所及び特定屋外タンク貯蔵所でございまして、最大貯蔵数量が500キロリットル以上の屋外タンクでございます。

当町の屋外タンクは、最大のもので10キロリットルのタンクでございまして、現在該当する屋外タンク貯蔵所はないものでございます。

以上、追加説明を終了します。ご審議のほどよろしく願いいたします。

○委員長 水野智見君

ありがとうございました。

それでは、説明が終わりましたので、直ちに質疑に入ります。質疑はございませんか。

(なしの声あり)

質疑がないようですので、質疑を終結します。

これより討論に入ります。

先に原案に反対者の発言を許します。

(なしの声あり)

討論もないようですので、討論を終結して、原案どおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって、議案第11号「蟹江町手数料条例の一部改正について」は原案のとおり決定いたしました。

続きまして、議案第18号「蟹江町消防団設置条例の一部改正について」を議題とします。

議案説明は済んでおりますが、補足説明はございますか。

○消防長 奥村光司君

それでは、追加説明させていただきます。

現在、蟹江町消防団は、団本部8名、本町南分団25名、本町北分団25名、舟入分団21名、

須西分団25名、新蟹江西分団25名、新蟹江東分団21名、学戸南分団21名、学戸北分団21名の1本部、8個分団、192名で構成され、職業、自営業、学業を持ちながら、地域の安心・安全を守る使命を受けまして消防団活動を実施していただいております。

平成25年12月に消防団を中核とした地域防災力の充実強化に関する法律が成立しまして、消防団への積極的な加入促進がなされるよう、必要な措置を講ずることが規定されまして、平成26年に5名の女性消防団員を採用いたしまして、災害での後方支援活動のほか、火災予防や応急手当の普及啓発活動、各種訓練の指導支援等、多岐にわたり活動していただいております。

このたび、女性消防団員を5名増員し、この女性消防団員の活動の増強を図り、地域防災力の充実強化及び住民の安全の確保に資するため、条例定数を改正するものでございます。

追加説明は以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○委員長 水野智見君

補足説明をいただきました。

直ちに質疑に入ります。質疑はございませんか。

(なしの声あり)

質疑がないようですので、質疑を終結します。

これより討論に入ります。

先に原案に反対者の発言を許可します。

(なしの声あり)

討論がないようですので、討論を終結して、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって、議案第18号「蟹江町消防団設置条例の一部改正について」は原案のとおり決定いたしました。

続きまして、議案第19号「蟹江町消防団員等公務災害補償条例の一部改正について」を議題とします。

提案説明は済んでおりますが、補足説明はありますか。

○消防長 奥村光司君

では、追加説明を申し上げます。

蟹江町消防団員等公務災害補償条例の一部改正についてでございますが、この条例は一般職の職員の給与に関する法律、俗に言う国家公務員の給与法なんですけれども、これが改正をされまして、それに伴いまして、給与法に定められている扶養手当の支給額と支給対象をもとに、非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令が定められております。

給与法が改正されたことから、この基準政令で定められている扶養親族加算額の改正

を実施されることから、蟹江町の消防団員等公務災害補償条例の改正が必要になるものでございます。

改正の概要でございますが、まず、第1号の配偶者につきましては333円から217円に、第2号の22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子が267円から333円に増額、第3号の22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある孫、第4号の60歳以上の父母及び祖父母、第5号の22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある弟、妹、第6号の重度心身障害者につきましては、300円から217円に改正されるものでございます。

追加説明は以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○委員長 水野智見君

ありがとうございます。

それでは、追加説明が終わりましたので、直ちに質疑に入ります。質疑はございませんか。

(なしの声あり)

質疑がないようですので、質疑を終結します。

これより討論に入ります。

先に原案に反対者の発言を許します。

(なしの声あり)

討論がないようですので、討論を終結して、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって、議案第19号「蟹江町消防団員等公務災害補償条例の一部改正について」は原案のとおり決定いたしました。

ここで、消防長、消防次長、消防本部予防課長の退席を許可します。

入れかえのため、暫時休憩とします。5分間休憩します。お願いします。

(午後1時40分)

○委員長 水野智見君

休憩前に引き続き会議を開きます。

(午後1時42分)

○委員長 水野智見君

議案第16号「蟹江町都市公園条例の一部改正について」を議題とします。

議案説明は済んでいますが、補足説明はございますか。

○産業建設部長 伊藤保彦君

補足説明はございません。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○委員長 水野智見君

それでは、補足説明がないようですので、直ちに質疑に入ります。

○委員 中村英子君

この改正によって、町内で何か影響を受けて、どこかを広げなきゃいけないだとか、そういう何かしなきゃいけないのか、それは必要ないのか、その辺を伺いたいですけれども。

都市公園というのは、大体面積とか、そういうのは決められていますよね。それで別に何の影響も現在ないのか、何かをしなきゃいけないのか、それについてお伺いします。

○まちづくり推進課長 肥尾建一郎君

では、ご質問にお答えをさせていただきます。

まず、都市公園は、都市計画決定をされた公園でございまして、面積要件も確かにございます。面積によってその都市計画決定の内容も変わってございますが、今回の都計法の改正に基づき、今回うちの条例のほうも改正を行うんですが、特に維持管理上、何ら今後不都合になるとか、変更になるようなことは今のところはございません。

以上でございます。

○委員 中村英子君

わかりました。

○委員長 水野智見君

ほかにありますか。

○委員 吉田正昭君

先ほどの話なんですけれども、結局これは、例えば区画整理事業をすると、公園をつくるわけですよね、都市公園を。そうすると、この条例の改正によって、面積が、例えば今までの整理事業と違って面積がふえるとか、そんなようなことはあるんでしょうか。

○まちづくり推進課長 肥尾建一郎君

土地区画整理法の中には、緑地公園の位置づけというのがございまして、それに基づき区画整理をやる等、公園緑地を設けます。しかしながら、今回の改正によって、その面積要件についても影響するようなことは一切ございません。

以上でございます。

○委員 吉田正昭君

もう一つ、2条の7に、要は運動施設の敷地面積のことが、これ新たに追加されたと思うんですが、これはどのようなことで追加されたんでしょうか。

○まちづくり推進課長 肥尾建一郎君

都市公園法の政令の中に、運動施設の面積についての要件がございまして、運動施設の率として、その公園の100分の50というのを今まで定められておりました。過半を超えてはいけないというような内容で定められておりましたが、やっぱりこの地域のニーズに合わせてということで、国がその部分を改正し、100分の50、要は2分の1ですね、これをあくまでも参酌という形で、目安とするような形に今、改正をされております。

○委員 吉田正昭君

参酌って何ですか。

○まちづくり推進課長 肥尾建一郎君

目安ですね。100分の50を目安、おおむねこれをめどにというような内容になっております。

○委員 吉田正昭君

そうすると、50を超えてもいいということですよ。蟹江町では、今、公園に運動できる施設、設備というのはないようなふうに思っていますけれども、ということは、これ公園に運動施設を設置してもいいよということを、要は条例の中でうたっておるという解釈でいいんですかね。

○まちづくり推進課長 肥尾建一郎君

都市公園法の中には、運動施設を別に定めることはだめだというような位置づけはございませんので、今まで法律の中では、都市公園の中に100分の50、要は過半を超えない部分については認めているという状況だったのを、今回の改正によって、100分の50を超えたものについても、地域の実情に合わせて見直していこうというような内容になっておりまして、例えば、ああいう大きな公園と付随するスタジアムとか、そういう規模をちょっと想定していただけるといいのかなと思います。

以上でございます。

○委員長 水野智見君

暫時休憩をお願いします。

(午後1時47分)

○委員長 水野智見君

引き続き会議を開きます。

(午後1時51分)

○まちづくり推進課長 肥尾建一郎君

改めて説明をさせていただきます。

今回の2条の7の100分の50を超えてはならないというところで、法の中にも100分の50という数字で運動施設率が定められておったんですが、それが参酌基準化されたということで、条例の中で100分の50として、今、蟹江町の条例の中では位置づけをするということの改正でございます。最大限の100、50、2分の1でございます。

○委員 吉田正昭君

先ほど説明された、アバウトじゃなくて、もうぱしっと決まっておるわけですよ。100分の50を超えてはいけないと、参酌か何かということで、ということは間違いだということで、あくまでも面積的にはもう100分の50を超えてはいけいないというふうに、これって新旧

の対照表を見ると載っていないんですけども、第2条の7というのは。これは前からあったんですね。もともとはあったのが、今回きちんと確定という言い方はおかしいんですけども、きちんとされたということですか。

○まちづくり推進課長 肥尾建一郎君

今までは都市公園法の政令のほうで100分の50というのは定められておまして、それが先ほどのように参酌というような言い回しがつきましたので、改めてそれを各自治体の条例で数字を定めるという内容ですので、今回条例に新たに100分の50というような形で位置づけをしておるものです。

○委員 吉田正昭君

ということは、第2条の7というのは、今まで条例の中になかったという解釈でいいんですか。そうすると、新たにこの第2条の7をつくってきちんと記載したというふうな解釈でいいわけなんだよね。それで縛りをかけたという解釈でいいわけですよ。

○まちづくり推進課長 肥尾建一郎君

新たに条例に位置づけをして、縛りをかけたという状況になってございます。

ただ、法改正前は、法のほうでそれはちゃんと設定はされておりましたので、それを改めて条例のほうで今回位置づけをしたという内容になっております。

○委員長 水野智見君

ほかによろしいでしょうか。ほかにございませんか。

(なしの声あり)

ほかはないようですので、質疑を終結します。

これより討論に入ります。

先に原案に反対者の発言を許します。

(なしの声あり)

討論がないようですので、討論を終結して、原案のとおり決することに異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって、議案第16号「蟹江町都市公園条例の一部改正について」は原案のとおり決定いたしました。

続きまして、議案第17号「蟹江町ラブホテル建築等規制条例の一部改正について」を議題とします。

提案説明は済んでいますが、補足説明はありますか。

○産業建設部長 伊藤保彦君

補足説明はございません。ご審議のほどよろしくお願いたします。

○委員長 水野智見君

それでは、補足説明がないようですので、直ちに質疑に入ります。

○委員 吉田正昭君

これって準住居地域を準住居地域及び田園住居地域ということで、新たに田園住居地域というのがふえたということですか。今まで田園住居地域というのはなかったような気がするんですが、今回これが入ってきたということは、どういうことですか。

○まちづくり推進課長 肥尾建一郎君

都計法の中には、用途地域ということで、住居地域や工業地域などが今定められておりますが、そこに新たに田園住居地域というものが追加をされました。それを受け、今回条例改正を行っているものでございます。

以上であります。

○委員 吉田正昭君

いつから追加されたんですか。

○まちづくり推進課長 肥尾建一郎君

都計法の改正につきましては、平成30年4月1日施行となっております。

○委員 吉田正昭君

そうすると、都市計画図も全てこれで4月1日から新しいものになるわけですね。全て印刷し直しして、住民の人、業者の人に周知しなきゃいけないですもんね。その準備はもうできていますよね。4月1日から……

○まちづくり推進課長 肥尾建一郎君

蟹江町におきましては、田園住居地域の設定はございませんので、今までどおりのケースにて対応する予定でございます。

以上でございます。

○委員 吉田正昭君

だけれども、これって田園住居地域はないということはわかるんですけども、この書き方ですと、そうすると、項目は分かれておるわけですかね。準住居地域と田園住居地域、この「及び」というのは、本来はないということですか。

住居地域及び田園住居地域ということになれば、一緒のような解釈、一くくりになっていますので、例えば、この件に関してはいいんですが、都計法でいけば蟹江町はないから、その地域の、例えば田園住居地域はもう書かずに記入せずに通してしまうという解釈ですよ。

例えば周知せずに、こういう地域も、田園住居地域もありますよということを記載せずに、今までどおりのもので対応するという解釈でいいですよ。

○まちづくり推進課長 肥尾建一郎君

用途の種類には、かなりの数の用途地域の種類がございますが、蟹江町の中でないものについては、今までも記載せずに対応しているような状況でございます。

○委員長 水野智見君

よろしいですか。ほかに質疑はございませんか。

(なしの声あり)

ないようですので、質疑を終結します。

これより討論に入ります。

先に原案に反対者の発言を許します。

(なしの声あり)

討論がないようですので、討論を終結して、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって、議案第17号「蟹江町ラブホテル建築等規制条例の一部改正について」は原案のとおり決定いたしました。

続きまして、議案第20号「蟹江町民菜園設置及び管理に関する条例の廃止について」を議題とします。

提案説明は済んでおりますが、補足説明はございますか。

○産業建設部長 伊藤保彦君

補足説明はございません。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○委員長 水野智見君

補足説明がないようですので、直ちに質疑に入ります。

○委員 黒川勝好君

今回道西にある町民菜園を廃止ということだと思わんですけれども、これ、だから地主さんの都合で廃止をされるのか、利用者がいなくなったから要らんということで廃止されるのか、多分これ利用者は結構みえると思わんですよ。もしこれで廃止にする、廃止になると思わんですけれども、もし今まで使ってみえる方が、ほかにどこかないかという要望なんかも出ておるんであれば、今探してみえるのか、その辺のところもちょっとお聞かせください。

○産業建設部次長兼土木農政課長 伊藤光彦君

まず、町民菜園の廃止でございますが、地権者の方から、この3月いっぱい返還をお願いしたいという申し出がございまして、それに基づき廃止の手続をさせていただいております。

それから、今まででございますが、こちらの町民菜園でございますが、41区画41名の方がご利用をされておみえでした。その41名のご利用者の方に対しまして、昨年11月に、今後地権者の方から返還をという申し出がございましたので、ということで、今後の町民菜園についてアンケートをとらせていただきました。41名の中で、町内どこでも今後続けてできればやりたいというご返答をいただいた方が14名の方でございます。

それと、あと、検討につきましてでございますが、地権者の方から、こちらのほうにも土

地があるんだけど、一度検討はということでご提案はいただきました。そちらのほうの土地のほうで、今後、ちょっと今のところとは違う、離れたところなんです、離れたところで土地のほうを拝見いたしましたら、やはり結構大きな土地で、畑地ではあるんですけども、果樹のほうが植わっている。

農作物の畑地ということになりますと、土地の土の入れかえ、それから駐車場の整備、そういう畑として利用していただくための経費等を算定しましたところ、やはり町内どちらでもあれば使いたいという14名の方ということと、それから、その費用の関係を算出したところ、やはり費用対効果等も含め、これから、廃止につきましてはこの1月の広報で、地権者の方からこういった返還の申し出に基づき、新年度につきましては町民菜園の募集を行いませんというふうで掲載をさせていただきました。その結果、今後どうなるのか、再開してほしいとかという要望の連絡というのかお声というのは、うちの土木のほうには上がってきていないという状況でございます。

以上です。

○委員 黒川勝好君

3分の1の方はやりたいようなことは言ってみえたけれども、それにかわる代替がなかなか見つからないということで、町としても無理してというか、今後も探していくというか、そういうあれはないですか。もう完全になくしちゃうわけですか。まだもう一カ所あるんじゃないかな、今。

(「廃止になっちゃった」の声あり)

あっちも廃止になっちゃった。なしなのか。

(「あそこしかない」の声あり)

本当、結局、町としては貸し出しはなしということで。

○産業建設部次長兼土木農政課長 伊藤光彦君

当面、町といたしましては、皆様方からたくさんのご要望等があればまた検討ということになるかとは思いますが、今、こちらのところで町民菜園の再開という検討には入ってはおられません。

以上でございます。

○委員長 水野智見君

ほかにありませんか。よろしいですか。

(なしの声あり)

ほかに質疑がないようですので、質疑を終結します。

これより討論に入ります。

先に原案に反対者の発言を許します。

(なしの声あり)

討論がないようですので、討論を終結して、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって議案第20号「蟹江町民菜園設置及び管理に関する条例の廃止について」は原案のとおり決定いたしました。

以上で本日付託されました案件は全て終了しました。

委員長報告の作成については私にご一任をお願いいたしたいと思います。

これで防災建設常任委員会の審査を終わります。

ありがとうございました。

(午後2時04分)

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するためここに署名する。

蟹江町議会防災建設常任委員長 水野智見